

重要事項説明書

大原保育園

この「重要事項説明書」は、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年太田市条例第 32号)」に定める第 2章「運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 特定教育・保育を提供する法人について

法人名称	社会福祉法人 緑伸会
代表者氏名	茂岡 清明
法人所在地	群馬県太田市大原町1283番地
(連絡先及び電話番号等)	大原保育園 TEL) 0277-78-2105 FAX) 0277-78-6017
設立年月日	昭和47年 4月 1日

2 特定教育・保育を提供する施設について

(1) 施設の所在地等

施設の種類	保育所
施設名称	大原 保育園
施設番号	
施設所在地	群馬県太田市大原町1283番地
連絡先	TEL) 0277-78-2105 FAX) 0277-78-6017

(2) 施設の運営の方針

運営の方針	すべての子どもたちが、明るく、健やかに育つためのお手伝いをします。 そのために、園では、礼儀・思いやり・丈夫な体作りを重点的にして保育します。
-------	----------------------------------------------------------------------------

(3) 開所日

開所日	月曜～土曜日
-----	--------

(4) 開所時間

開所時間	区分	月曜～金曜日	土曜日
	標準保育時間	午前 7時～午後 6	午前 7時～午後 6
	保育短時間	午前 8時～午後 4時	午前 8時～午後 4時

(5) 延長保育提供可能な日と時間帯

時間帯	区分	月曜～金曜日	土曜日
	標準保育時間	午後 6時～午後 6時30分	午後 6時～午後 6時30分
	保育短時間	午前 7時～午前 8時	午前 7時～午前 8時
午後 4時～午後 6時30分		午後 4時～午後 6時30分	

(6) 閉所日・開所時間の短い日

内 容	期間・時間	備考
運動会前日	午後 4時で保育終了	運動会準備のため。
		ご家庭の事情でお迎えができない
		場合はご相談ください。
お遊戯会前日	午後 4時で保育終了	お遊戯会会場準備のため。
		ご家庭の事情でお迎えができない
		場合はご相談ください。
年 末 年 始	12月29日～1月3日 (日曜日を含む場合は、日にちが変わります)	

(7) 職員体制

園 長 名	茂岡清明		
職 名	人 数		
園長	(常勤)	1 名	
副園長	(常勤)	1 名	
主任保育士	(常勤)	1 名	(非常勤) 0 名
保育士	(常勤)	5 名	(非常勤) 5 名
看護師	(常勤)	1 名	(非常勤) 0 名
栄養士	(常勤)	1 名	(非常勤) 0 名
調理員	(常勤)	1 名	(非常勤) 1 名
嘱託医	(常勤)	0 名	(非常勤) 2 名

※ 基本的な職員の勤務時間は、午前 8時から午後 5時までです。

ただし、主任保育士及び保育士は、開所時間帯及び延長保育時間等を通じて、ローテーションによる勤務になります。

3 提供する保育の内容及び費用について

(1) 提供する保育の内容について

項 目	時 間	内 容
基本の保育	午前 7時	登園開始(保育標準時間)
	午前 8時	登園開始(保育短時間)
		一斉保育
	午前 9時	体操・点呼
	午前 9時 30分	クラス別保育開始 おやつ
	午前 11時 30分	昼食
	午後 12時	お昼寝
	午後 2時 30分	起床
	午後 3時	おやつ
	午後 4時	お迎え(保育短時間)
	午後 4時 30分	おやつ
	午後 6時	お迎え(保育短時間)
延長保育	午後 6時	延長保育の部屋へ移動 延長保育開始
	午後 6時 30分	お迎え

項 目	時 間	内 容
不定期実施		(3歳以上児) ひらがなの練習 数の練習 楽器演奏 体操教室(隔週実施) (3歳未満児) オムツトレーニング スプーン・フォーク・お箸の練習など
主な年間行事	4月 5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 その他	入園・進級式 園外保育 内科検診 誕生会 交通安全教室 歯科検診 七夕行事 納涼祭 プール開き 誕生会 十五夜行事 誕生会 運動会 りんご狩り 親子遠足 七五三行事 交通安全教室 誕生会 おたのしみ会 餅つき まゆ玉行事 雪遊び 誕生会 豆まき行事 内科検診 お遊戯会 お遊戯会 園外保育 誕生会 卒園式 トロッコ遠足 森林公園遠足 食育調理実習 避難訓練 身体測定・・・毎月実施
その他の便宜の提供		アレルギー食の提供など

(2) 保育料、実費徴収金について

項 目	金 額	備 考
保 育 料	太田市が定めた保育料	住民税により決定します
(延長保育料)		
保育標準時間	100 円	1回あたり(おやつ代)
	1,000 円	月額
保育短時間	100 円	1時間あたり(夕方のみおやつ代含む)
	3,000 円	月額
(実費徴収分)		
遠足バス代	実費	実施時
保護者会費	200 円	月額

- ① 実費徴収分は、毎月園が定めた期日までに、現金で園に納入してください。納入時に領収書を発行いたします。
- ② 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に文書で通知いたします。
- ③ 実費徴収分が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合は、ご相談ください。

(3) 障害児の受入れ体制について

障害をお持ちの園児を受入れる場合は、入園前に、障害の様子等について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。養育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う(障害が重度化している)時は、当園の保育士・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

(4) 入園時の提出書類

入園時には以下の書類を提出していただきます。

- ① 当園所定の各種保育台帳
- ② 緊急時連絡表 保険証のコピー
- ③ 予防接種・履患歴表

4 職員の禁止行為

当園の職員は、次の行為を行いません。

- ① 在園児への虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 施設内での飲酒、所定場所以外での喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名) 看護師 (氏名) 溝江三知世
-------------	------------------------

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いません。 イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩をぼうしするものとします。 ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）

6 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	保坂美幸 溝江三知世
	電話番号	0277-78-2105
	受付曜日及び受付時間	月～金、午後1時～午後6時

※ 直接受け取る以外にも、投書箱(苦情受付箱)を、園入り口に設置しています。お話し難しい場合や匿名でのご相談の場合はご利用ください。

園以外の相談・苦情等の受付	第三者委員	植木直子 (0277-78-6618)
	群馬県子育て支援課	027-226-2626
	太田市子ども課	0276-47-1943

7 緊急時の対応について

保育中に、在園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応及び賠償について

保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育サービスの提供に伴って、当園の責め帰すべき事由により、園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	ほいくのほけん
補償の概要	保育中の事故、遠足・運動会等の行事中の事故など

9 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

10 保育の記録について

- (1) 保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示(連絡帳等)を行うことで、確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒(退)園後、5年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物(複写する場合は、複写代は実費をご請求させていただきます。)の交付を請求することができます。

11 契約解除(退園)について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除(退園)となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)～(3)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 保育に欠ける要件がなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日(入園後90日以内)までに認定の要件を満たさない方。
- (2) 正当な理由がなく、保育料が3ヶ月以上未納の場合。
- (3) 正当な理由がなく、1ヶ月以上保育園を休んだ場合。
- (4) 保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者(園児、保護者)に対して、重大な背信行為を行った場合。
- (5) その他、前号(4)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。